

## 山形県森林審議会 企画委員会 議事録

- 1 日 時 平成24年12月10日（月）13時30分～
- 2 場 所 山形県自治会館201号室
- 3 委 員 野堀嘉裕、安部政昭、神田リエ、菊田正廣、内藤いづみ、  
崎野健輔【代理出席：山形森林管理署次長 菅野敏裕】、（佐藤景一郎）  
委員7名中 6名出席 ※（ ）は、欠席委員
- 4 審 議
  - ・ 開 会 農林水産部次長あいさつ
  - ・ 審議事項

### (1) 水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会における検討状況について

#### (野堀委員長)

山形大学農学部は、鶴岡地区にある4つの高等教育機関が連携協定を結んでおり、先日シンポジウムを行った時、ある先生が無洗米の話をしたら、農家の方が無洗米を知らないと言っていた。一方、森の方に目を転じてみると、林業が活性化していない時代で自分が持っている山の場所を知らない山林地主がたくさんいる。このような時代で森林を売買するときの考え方は非常に重要で、現在水資源・森林の保全に関する条例が県で検討されており、そこでの議論をサポートするために今回の企画委員会が開催された。

はじめに、水資源・森林保全に関する条例検討懇話会における検討状況の説明について事務局より説明をお願いします。

#### [事務局：環境企画課長]

資料1により懇話会の設置、懇話会で検討してきた内容について説明。

#### (野堀委員長)

ただいまの説明に対して、委員からの質問、御意見ををお願いします。相当ボリュームがあって、論点も多方面にわたっていることから、どこから議論してよいか難しいところもあるが、どこからでも構わないのでご意見をお願いしたい。

#### (安部委員)

水資源を守るという意味では細部にわたって検討されているという印象があり、完成に近いと感じている。ただ、最後にでてくる罰則等について、いわゆる公共性、公益性と個人の財産権の制限の問題があると思う。どちらを優先すると考えているのか教えていただきたい。

#### [事務局：環境企画課長]

財産権の制限と公共性の兼ね合いをどうもたせるのかというところが、今回の条例では一番重要で論点となったところである。検討においては、これまでの法律では切口のない水資源、その中でも公共的な利用をしている水資源を対象にすべきではないかとの議論となった。ただし、規制の度合いとしては、条例で規定できるのは財産権との兼ね合いから強い許可制ではなく、行政指導の範囲に止まる事前届出制までとの検討結果となっているところである。

**(安部委員)**

守るものを水に絞っているのであれば、貴重な水を守るためにももう少し厳しく個人の財産権を制限してもよいのではないかと。

**(野堀委員長)**

法律に詳しい内藤委員、ご意見ありますか。

**(内藤委員)**

水の重要性を考えれば、重要な区域に限って許可性や中止命令、罰則など非常に厳しい規制をしてもいいのではないかとといった議論を懇話会でもしてきたが、個人の自由な財産取引の権利を重要視すべきとの意見でまとまった。自由な財産取引の権利と公共性の兼ね合いで、取水エリアを限った区域で規制を行い、財産権の過重な負担にならない事前届出制をとることになった。罰則についても、事前届出制度であれば、比例原則から勧告・公表に止めるべきという意見となっている。

**(菊田委員)**

条例の検討は外国資本による買収が背景にあると思うが、これは杞憂だと思っている。重要な区域は保安林に指定していくことで、大部分がカバーされていると感じている。外国人が自由に日本の土地を買える仕組みそのものが問題であり、極端な例ではあるが、山の頂上を購入しスパイ用のレーダーを設置するというようなことを規制すべきだと思う。水については、外国に持っていく目的で自ら汲み上げるよりも、水の企業を買収する方が簡単である。ただ、外国資本の危ないと思われる動きに対して、事前に把握できる制度は有効だと思うし、水の総合的な計画をたてることは新しい視点だと評価できると思っている。

保安林以外で、重要な区域という調査しているのかどうか、また規制区域をどの程度設定しようとしているのか教えてもらいたい。

**[事務局：環境企画課長]**

条例の検討をはじめたのは、外国資本による土地取引と岩石採取の問題が発端となっている。懇話会での議論は、規制エリアを狭くし強い規制をしていくという考え方と、不適切な売買を抑制していく必要もあるため規制エリアを広げる必要があるという二つの議論があった。その中で、森林法との関係で無制限に規制エリアを広げることも出来ないとの意見があり、公共的な水資源を対象にすることになった。具体的な面積の把握は行っていないが、保安林になっていない民有林が相当あるとの認証をしている。

**(安部委員)**

外国資本に限らず、日本の企業にも問題があると思う。九州では、森林を県内業者に土地も含めて売却して、業者が木を全部切ってしまう、そのまま放置するといった問題があると聞いている。高齢化する地域の中で山をどう保全するかという課題があり、規制する面積は大きいほうが良い。想定外の森林の取引も考えられることから、様々ケースを想定しておく必要があると思う。

**(菊田委員)**

木を伐採するときは森林法の伐採届出制度があり、既存制度である程度規制は可能である。また、総合計画の中で規制区域内における措置や保安林の指定を進めるとか、公有林化を進めるといった施策を積極的に展開すればよいと考える。そういう点で、総合

計画と規制区域という考え方は非常にリンクしてくるのではないかと。

**(内藤委員)**

懇話会でも、森林保全を重視するのであれば、森林全てを届出させる制度としたらどうかとの意見もあったが、本来自由に売買が可能な土地取引を、単なる届出制であっても今まで不要だったものを届けてもらうこと自体、県民に大きな負担をかけることになるため、規制するものを限る必要があるとの結論となった。そこで、懇話会では集水エリアに限って届出をさせて、届出しない場合は、公表・勧告という流れがいいのではないかと結論となった。

私としては、条例で規制するエリア以外はどうするかという懸念があり、別立てで方策を検討するべきだと思っている。

**(野堀委員長)**

条例の区域以外の対策についてどうなるのか、事務局からコメントをお願いする。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

企画委員会資料1の資料4 条例による規制対象区域以外の森林保全のための対応について(案) の「1 森林法等既存制度の適正な運用」を説明。

**(野堀委員長)**

国有林側からの意見をお願いする。

**(菅野委員代理)**

国有林は長官通知等もあり基本的には森林を売ることはない。また、伐採する場合は、施業計画を策定して実施しており、国有林の下流に水源があるようなところは、保安林に指定するといった配慮した措置を行っている。条例で水に限った規制は問題はないと思うし、指定区域を県民に周知することにより抑止効果もでてくると思う。指定区域以外の地域はきつい規制を考えるより、今の制度を普及して周知することが現実的だと思う。

**(2) 条例の内容について**

**(野堀委員長)**

条例の中身の議論も始まっているが、議事1の懇話会における検討状況についてはこれまでとする。議事の2番目、条例の内容について議論を深めていきたいので、事務局から説明をお願いする。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

資料2及び資料3で説明。

**(野堀委員長)**

委員のご意見、ご質問をお願いする。

**(内藤委員)**

資料2の中で、権利を制限する期間という表現があるが、買主が決まっていなくても制約を受けるということか。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

未定の場合は制限はない。買主が決まっている場合でも届出して3ヶ月後でないと売買契約できないという考えで、買主が未定の場合と決まっている場合のどちらも想定している。

**(菊田委員)**

決まっていない場合は、最低60日前までとなっていることから、例えば90日前でも届けられるという制度なのか。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

どれくらい前から届出してもよいのかということになるが、少なくとも2ヶ月前に届けてもらいたいという考えで、売ろうと考えた段階で届出してもらおうという考え方である。届出を受けた時に事情をお聞きして、森林組合に委託するなど、手放さなくてもきちんと管理できる方法はあるのではないかと指導も可能である。また、どうしても売らなくてはならない場合は、買った人が森林をきちんと管理できるかどうかを考えて買主を選んでくださいという話もできると思っている。

**(野堀委員長)**

北海道の場合は3ヶ月前となっているが、雪の多いところで山奥の場合は、現地調査の期間を考慮すると30日ではやはり短すぎると思う。期間は必然的に決まってくるのではないか。

他にご質問・ご意見をお願いします。

**(安部委員)**

罰則は懇話会で議論されなかったのか。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

資料1の「勧告・公表（実効性の確保）について」に記載しているとおり、どのような罰則が可能か懇話会で議論している。規制区域を狭い範囲に限定して、水資源の保全との因果関係をきちんと説明できるところであれば、ある程度強い罰則も可能だが、規制区域を広くとると因果関係の説明が難しくなるため、罰則を設ける場合でもゆるい規制にせざるを得ない。このたびの条例では、勧告しそれに従わなかった場合は、氏名を公表するという規定がバランス的には妥当なのではないかという意見をいただいたところである。

**(神田委員)**

森林の境界が不明確なのが問題だと思う。山林の地籍調査が山形県では半分しか進んでいないと聞いたが、調査は進んでいるのか。条例を検討する上で問題はないのか。

**(野堀委員長)**

森林の境界の問題は非常に重要で、水資源に関わらず、本来森林審議会でも議論すべき事項だと思う。事務局どうか。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

地籍調査は市町村によっても差があり地域格差も大きい。最上地区は進んでいるが、

置賜地区は特に遅れている。調査は国の補助制度を活用しているが、境界を確定するのに時間と労力を要することから進まないのが実態である。境界がわかる人が高齢化して境界がわからなくなるといことも喫緊の課題となっている。対策としては、やまがた緑環境税事業の実施箇所を森林GISに残すことや、地籍調査までの精度でなくとも、基準点調査を行う国交省の事業などを活用して、境界に関する情報を残していく必要があると考えている。

また、土地取引に関しては、登記簿上の地番だけで取引することもあり、現地を確認することなく不動産業者等が売買することもあるので、必ずしも地籍調査が終了しているかどうかで売買しやすい、しにくいということは言えないと思う。ただし、境界が明確で現場で確認することが可能であれば、購入したあとでこんなはずではなかったというのがなくなると思う。

(菊田委員)

現地調査は外部に委託する考えなのか、県が直接行うのか。

[事務局：森づくり推進主幹]

基本的には、県に届出ってもらうことから県が調査することになるが、委託をするかどうかは今後検討していく。

(菊田委員)

不適切な行為を指導するには、ある程度根拠が必要と思うが体制的に大丈夫か。

[事務局：森づくり推進主幹]

区域の設定は、既存のデータを使って行い、県環境審議会に諮り指定していくことから、そこでの判断も所有者に対する説明の材料になるものと考えている。

(野堀委員長)

環境審議会に諮るという点で、もう少し説明をお願いする。

[事務局：環境企画課長]

区域の指定はある程度図上で囲み、地番指定していくという考え方である。区域の指定は、まず市町村から意見を伺い、その後環境審議会でも議論してもらう流れとなる。環境審議会は、自然環境部会ではなく水問題に関する事項を所管する環境保全部会で意見を伺って指定していく考えである。

(菅野委員代理)

期間的には60日が妥当だと思う。60日前であればいつでも良いということで、売りたいと思ったときは届け出てくださいという仕組みであれば、逆に売ってもらえないかという人も来るのではないか。

[事務局：森づくり推進主幹]

森林組合に聞いた話によると、売ってもらえないかという問い合わせは時々あるとのこと。森林組合は、森林組合法による林地供給事業を業務として実施できることにはなっているが、そこまで手がまわらないのが実態とのことであった。立木のみを売買は通常実施しているが、土地も含めてまでは難しいと聞いている。

(安部委員)

県に相談する前に森林組合等が相談窓口になるのが一番良いと思うがどうか。

[事務局：森づくり推進主幹]

一般的な森林に対する相談・要望は、森林組合、市町村、県それぞれの立場の範囲で受けることができると思う。どこに相談したらよいかわからない方も多いと思うし、企業へのアンケートでも森林の管理や補助制度等に関して情報がほしいとの回答があった。条例制定を契機に県民に知ってもらいご理解を得られるようにPRしていきたいと考えている。

[事務局：森林課長]

懇話会でも、届出義務者を売主にするか買主にするか、委員の皆様から様々な意見が出たと聞いているが、県の案として届出者を売主としているが委員の皆様から意見を伺いたい。

(菊田委員ほか全員)

妥当だと思う。(届出者を売主とすることで全員了承)

(野堀委員長)

他県では指導内容を売主から買主に伝達するという表現があるが、これも含むと考えてよいか。

[事務局：森づくり推進主幹]

売主から買主が決まった段階で、指導された内容を伝達する仕組みとしたいと考えている。

(3) その他

(野堀委員長)

資料2については、概ねオーソライズされたと思う。

3の「その他」として、条例規制区域外の対応について、懇話会では森林審議会で議論していただきたいとされたもので、非常に難しい問題だと思う。事務局の説明をお願いする。

[事務局：森づくり推進主幹]

企画委員会資料1の資料4の2により説明

今事務局で考えられる対応策を四つ挙げているが、委員の皆様から他に何かアイデアがあれば教えていただきたい。

(野堀委員長)

条例以外の部分でもありどのように議論を進めたらよいかわからないところもあるが、説明の4点はよく整理されていると思う。

(菊田委員)

活発に活動している林業研究グループがあるが、その団体は県の林業普及指導員とのつながりが強い。森林所有者との結びつきを強化していくことにより、森林所有者が森

林に関心を持ってくると思うので、県の指導員の充実が重要である。市町村ではその対応は難しいのかなと思う。

#### [事務局：森林課長]

本来の行政分野の課題であり、森林組合や普及制度を充実していくことで、問題点をなくしていくことは大事なことだと思う。国ではフォレスター制度という新しい方向性を打ち出しており、県としても研修等を通して組織化に努めているところである。林業を一生懸命がんばっている方や森林組合などつながりを持っている方などを大事にして進めてまいりたい。

#### (安部委員)

川下の立場として、合法木材の利用について、県木材利用センターでは県の認証工場や認証木材制度の業務を行っており、しっかりした原木伐採によるトレーサビリティをつなげて実施しているのが現状である。利用センターでは認証工場を認定する際は、年最低1回講習を受けないと認定証を出さないことにしており、木材のことをもう一度勉強してもらっている。その後、木材アドバイザーが地域の中に入って、地域社会と一緒に森林の木材の正しい利用のされ方も我々の業界も学び直して、このたびの条例による制度ができたときには、利用センターの会員共々力を併せて、山形県の森林保全のお役に立つよう協力していきたいと考えている。

#### (野堀委員長)

NPO活動が活発化しているが、神田委員、今後子供たちが森に入って森をみるチャンスをどんどんつくっていくということはどう考えるか。

#### (神田委員)

子供たちが森に入る取り組みはいろいろ実践しているが、その際、森林を持っているという意識や後世に残していくといった考えも広めながら、子供だけでなく親も一緒に入ったり、若い人たちもできるだけ多く山に入ってほしいと考えている。

森林の売買に限らず、いろいろ相談したい内容があると思っても、県では敷居が高いので、地元・地域にそういう窓口があると良いと思う。身近なところから解決の糸口をつかむことが重要なのではないか。

#### (野堀委員長)

普及啓発のところでパンフレットをつくとあるが、若い世代はほとんど見ないのが時代の流れであり、少なくともHPでも情報発信すべきではないか。

#### [事務局：森づくり推進主幹]

HPにも掲載して多くの人に見てもらえるようにしたい。

#### (安部委員)

パンフレットは、内容を知らない人、例えば、芸工大の学生など使って作ってもらうことができないか。臨床美術学会というのがあって、会長が建築家で会の活動の柱としては医療、美術、福祉の3つをあげている。地域のコミュニケーションには美術が大切で、この考え方の基本には建築があり、住宅も鋏も車もすべて道具として捕らえている。この一見関係のない業種が一緒になって地域おこしや開発の取り組みを実施しているという事例は参考になるのではないか。

(野堀委員長)

県の民有林のうち条例で指定される区域の比率はどれくらいになるのか。わかる範囲で教えてほしい。

[事務局：環境企画課長]

資料に添付している図面に水道関係のみを取水地点として掲載しているが、これに農業用水を追加していく予定である。地区指定の考え方は、全ての集水区域を指定するという考えではなく、どちらかという小規模な開発で影響されやすい取水地点を指定することになると思う。今の段階では、ひとつひとつの集水地点と集水エリアを調査していないため、今後調査していきたい。

(野堀委員長)

上流部分には国有林があり、保安林に指定されているところもあることから、私の感覚では、森林の半分くらい指定されるのかなと思っている。引き続き、御意見を願います。

(内藤委員)

規制区域外については、以前問題が残っていると考えている。相談窓口は、今回の条例と一緒に市町村や森林組合、県などに実際に動けるようにきちんと作るべきだと思う。県民と森林の関わりを広げるためにも売買以外の相談にもものれる仕組みとし、どこか機関を窓口にするか決めるべきと考える。

[事務局：森づくり推進主幹]

これまでも、相談できる場所がなかったわけではない。ただ、周知されていないこともあるため、他分野との連携も考えて、誰でも気軽に相談できる窓口をつくってPRしていくことが大事だと考えている。

(野堀委員長)

国有林では、相談窓口はあるのか。

(菅野委員代理)

国有林は、一般の方も直接訪問して相談されるケースがある。局のHPでも相談を受けており、直接書き込みされる場合もある。外国資本で困ることは、森林が荒廃することで、無秩序な伐採や所有者がわからず放置されることが問題だと思う。区域指定をすることによって、森林組合も管理しやすくなると思うし、好き好んで規制区域を買う人は少ないと思う。相談窓口は、新たに立ち上げることは難しいので、既存の制度を活かしてそれを拡充させ、周知しわかりやすくすることが現実的だと思う。

また、県産材・国産材の利用を促進するためには作業の効率化が重要であり、そのため、国では人材育成としてフォレスター制度の活用を考えている。各署に1名程度配置することで養成を進めていて、県と連携しながら推進していきたいと考えている。

(安部委員)

外国人から通常の5倍、10倍で森林を買うといわれた場合は、やはり売ってしまうのではないかと。それを阻止するためには、森林組合などの地域で相談できる仕組みがよいと思う。



**(野堀委員長)**

定期的な巡視活動などすべて県がやるのは大変だと思う。もともと地域が持っているコミュニティを活用し、それをうまく機能させるといった方がより大きな力になると思う。

**(菊田委員)**

難しい話だが、できれば地元が説得できればよい。その結果、売るとしても林業を一生懸命やっている人に売るということも可能となる。また、林業に夢のある政策を出して、みなさんががんばれるようにすることが大事で、既存の制度を活用しながら地道に着実に林業政策を勧めていくしかないと思う。その上で、今ある制度の中で、林業グループなどの活動を支援していくことが大事だと思っている。

**(野堀委員長)**

議論は出尽くしたような気がする。想定していた議論は、委員の皆様から予算措置が必要となるような新たな取組みがでてくるのかと思っていたが、既存の施策をきちんとやるべきであるという意見が多く、安心している。

ただし、対象範囲がどれくらいになるのかなど条例の詳細はまだ見えないことから、企画委員会では条例の施行状況や施行上の課題を報告いただきながら引き続き意見を伺っていきたいと考えている。本日のご意見を事務局でまとめるということでよいか。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

今回の意見に関する懇話会への報告は、委員長と相談させていただきたい。

**(野堀委員長)**

本日の意見を山形県森林審議会企画委員会の意見としてとりまとめて、報告したいと考えている。報告内容は、事務局と私に御一任願いまして、その内容を懇話会で事務局から報告させてもらうことにしたい。

**[事務局：森づくり推進主幹]**

検討している条例で全ての問題が解決するわけではなく、引き続き国に対して法制化について働きかけていなど、できることをしっかり実施していく必要があると考えている。

ただし、根本的な問題の解決策としては、森林の価値が高まり森林の経営がうまくいき、手放したいとか森林以外に転用したいと思わないような状況になるのがベストな状態だと考えている。それに向けて、今後とも審議会や企画委員会のご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えている。

**(野堀委員長)**

まさに、そのとおり。木材価格が上がれば懸念は払拭されるだと思う。そのことで、県民が森に近づくことになればよいことだと思う。

これで、議長の務めを終わります。